

立川市議会議長  
福島 正美 様

令和7年6月26日

### 議会基本条例検証報告書

令和6年第3回定例会より6名の委員からなる議会改革特別委員会を再設置し、「議会改革について」を議題とし、議論を進めた。議会基本条例に基づく取組状況の検証について、「立川市議会基本条例の検証等に関する実施要領」第3条（検証の頻度及び時期）、「検証の頻度は2年に1回とし、2年ごとのはじめの1年以内に、取りまとめを行う」に基づき、さらに、検証の方法を、「議員全員から提出された検証シートを集約して評価する」と改訂して、実施した。

検証項目について、2年に1回検証を行うことに鑑み、全項目を行うのではなく、重点項目を絞りこみ実施した。

実施した項目は、第5条（広報の充実）、第6条（公聴会制度及び参考人制度の活用）、第7条（請願、陳情における提案者の意見聴取）、第8条（市民との情報及び意見交換）、第9条（議会と市長等との関係）、第10条（重要な施策に対する説明の要求）、第12条（質疑応答の形式）、第15条（委員会の適切な運営）、第16条（会派）、第18条（重要案件に関する調査）、第21条（議員間討議による合意形成）、第24条（議会事務局）とした。

なお、立川市議会基本条例は、平成26年に策定、10年以上が経過した。このため、策定時及び策定に至るまでの経緯や背景、その後の議会改革の取組みについて、経験していない議員が半数を超えたため、改めて、議会基本条例についての認識を深めるため、委員以外の議員にも、令和6年第4回定例会の議会改革特別委員会に参加してもらい、説明を行った。

その上で、実施要領に基づき、令和7年1月に全25名の議員により、「議会基本条例検証評価シート」を活用した検証を実施した。評価方法については、前回同様、5点満点とした。

検証の結果については、平均点で3点台後半から4点台をつけた条文が6項目、一方、2点台をつけたものが第6条、第18条の2項目あった。この結果を受け、令和7年第2回定例会の議会改革特別委員会において、今後、重点的に取り組む項目について協議を行った。その結果、第6条及び第18条を中心に取り組んでいくこととなった。

以上、報告する。

立川市議会 議会改革特別委員会  
委員長 高口 靖彦